



県章

山形県公報

平成28年3月25日(金)

第2733号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 行政不服審査法施行条例施行規則……………(学事文書課) ……360
- 美容師法施行細則等の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……同
- 山形県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則……………(子育て支援課) ……362

訓 令

- 山形県公文規程の一部を改正する訓令……………(学事文書課) ……同

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……同
- 昭和38年12月県告示第1075号(県立自然公園の区域の変更)の一部改正……………(みどり自然課) ……同
- 庄内海浜県立自然公園の公園計画の決定……………(同) ……363
- 庄内海浜県立自然公園内の特別地域の指定……………(同) ……同
- 平成19年7月県告示第723号(旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する施設の指定)の一部改正……………(食品安全衛生課) ……364
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……365
- 農用地利用配分計画の認可……………(農政企画課) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……366
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……367
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……368
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……369
- 山形県土地利用基本計画の変更……………(県土利用政策課) ……同
- 土地区画整理組合の解散の認可……………(都市計画課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(同) ……同
- 同……………(同) ……370
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……371
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……372
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(同) ……同

- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（同）…373
- 土砂災害警戒区域の指定……………（同）…同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（同）…同
- 建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任……………（建築住宅課）…同
- 昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件
売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部改正……………（会計局）…374
- 山形県朝日少年自然の家の利用料金……………（教育庁）…同

議 会 関 係

告 示

- 山形県議会情報公開条例施行規程等の一部を改正する規程……………375

教 育 委 員 会 関 係

告 示

- 山形県指定有形文化財の指定……………376
- 山形県朝日少年自然の家の利用時間及び休館日……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…377
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…同
- 監査結果の公表……………（監査委員）…380

そ の 他

- 西蔵王有料道路の料金の徴収期間の変更……………（山形県道路公社）…382

正 誤

規 則

行政不服審査法施行条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

行政不服審査法施行条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、行政不服審査法施行条例（平成27年12月県条例第56号。以下「条例」という。）の施行に
し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の額）

第2条 条例第12条第2項（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める写し又は
書面は、カラーで複写又は出力したものとし、同項に規定する規則で定める額は、50円とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

美容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

美容師法施行細則等の一部を改正する規則

（美容師法施行細則の一部改正）

第1条 美容師法施行細則（昭和40年12月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

名 称			
所 在 地			
開設予定年月日	年 月 日	美容所の電話番号	

を

美容所の名称			
美容所の所在地			
開設予定年月日	年 月 日	美容所の電話番号	
理容所との 重複開設	重複開設の有無	有 ・ 無	
	同一の場所で現に開設されている理容所の名称		
	同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	年 月 日	

に、

「 長いす脚 いす脚 」	を	「 長いす脚 いす脚 」	に改める。
-----------------------	---	-----------------------	-------

（理容師法施行細則の一部改正）

第2条 理容師法施行細則（昭和40年12月県規則第93号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

名 称			
所 在 地			
開設予定年月日	年 月 日	理容所の電話番号	

を

理容所の名称			
理容所の所在地			
開設予定年月日	年 月 日	理容所の電話番号	
美容所との 重複開設	重複開設の有無	有 ・ 無	
	同一の場所で現に開設されている美容所の名称		
	同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日	年 月 日	

に、

「

長いす	㎡	脚
いす		脚

」を「

長いす	㎡	脚
いす		脚

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の美容師法施行細則別記様式第1号及び第2条の規定による改正前の理容師法施行細則別記様式第1号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

山形県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則

山形県認定こども園の認定手続等に関する規則（平成18年10月県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第3号

庁 中
出 先 機 関

山形県公文規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公文規程の一部を改正する訓令

山形県公文規程（昭和41年8月県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「異議の申立て」を「再調査の請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第322号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成28年2月19日招集した山形県議会定例会は、同年3月17日開会した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第323号

昭和38年12月県告示第1075号（県立自然公園の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

庄内海浜県立自然公園の区域の項を次のように改める。

庄内海浜県立自然公園の区域

鶴岡市内国有林庄内森林管理署192林班から194林班までの全部

鶴岡市宮沢及び金沢の各全部並びに同市湯野浜、湯野浜一丁目、下川、馬町、大山、大山二丁目、大山三丁目、菱津、加茂、今泉、油戸、由良、西目、三瀬、小波渡、堅苔沢、青龍寺、寿、滝沢、上山谷、金谷、谷定、高坂、湯田川、藤沢、田川、少連寺、砂谷、井岡、五十川、温海、大岩川、小岩川及び早田の各一部

酒田市内国有林庄内森林管理署1132林班から1134林班までの全部及び1135林班の一部

酒田市宮野浦、十里塚及び浜中の各一部

山形県告示第324号

山形県立自然公園条例（昭和33年7月県条例第29号）第7条第1項の規定により、次のとおり庄内海浜県立自然公園の公園計画を決定した。

なお、関係図面は、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課並びに鶴岡市役所及び酒田市役所において縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公園計画の内容

1 保護規制計画

(1) 第2種特別地域

鶴岡市大山、大山二丁目、大山三丁目及び菱津の各一部

(2) 第3種特別地域

鶴岡市油戸、由良、西目、青龍寺、高坂、藤沢及び湯野浜の各一部

酒田市浜中、十里塚及び宮野浦の各一部

2 利用施設計画

道路（歩道）

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	荒倉山線	起点－鶴岡市（荒倉神社） 終点－鶴岡市（油戸・県立自然公園境界）	荒倉神社 荒倉山 油戸
2	東北自然歩道線	起点－鶴岡市（青龍寺） 終点－鶴岡市（藤沢・県立自然公園境界）	青龍寺 中の宮 金峰山山頂 藤沢
3	東北自然歩道線	起点－鶴岡市（温海温泉） 終点－鶴岡市（湯温海・県立自然公園境界） 起点－鶴岡市（湯温海・県立自然公園境界） 終点－鶴岡市（温海岳）	温海温泉 古和清水 一の滝 二の滝 三の滝 温海岳

山形県告示第325号

山形県立自然公園条例（昭和33年7月県条例第29号）第11条第1項の規定により、庄内海浜県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定する。

なお、関係図面は、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課並びに鶴岡市役所及び酒田市役所において縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特別地域の区域

鶴岡市大山、大山二丁目、大山三丁目、菱津、油戸、由良、西目、青龍寺、高坂、藤沢及び湯野浜の各一部
酒田市浜中、十里塚及び宮野浦の各一部

山形県告示第326号

平成19年7月県告示第723号（旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項を次のように改める。

2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設

第5項中「第15条の6第1項第1号」を「第15条の7第1項第1号」に改める。

第8項の表中 「山形市相生町8番5号」 を 「山形市相生町8番52号」 に改める。

山形県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社サン十字	株式会社サン十字居宅介護支援サービス 南陽 南陽市宮内554番地の3	居 宅 介 護 支 援	平成28. 3. 15

山形県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人めぐみ会	（介護予防）短期入所生活介護事業所 めぐみの郷しらやま 鶴岡市白山字西木村101番地1	短期入所生活介護	平成28. 3. 11
株式会社キャット	デイサービスセンターふっくら 飽海郡遊佐町菅里字十里塚193番地34	通 所 介 護	同 3. 14

山形県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人めぐみ会	(介護予防) 短期入所生活介護事業所 めぐみの郷しらやま 鶴岡市白山字西木村101番地1	介護予防短期入所生活介護	平成28. 3. 11
株式会社キャット	デイサービスセンターふっくら 飽海郡遊佐町菅里字十里塚193番地34	介護予防通所介護	同 3. 14

山形県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
日成産業株式会社 鶴岡市苗津町5番31号	ニッセイ・ケアサービス 鶴岡市苗津町5番31号	居 宅 介 護	平成28. 3. 14
日成産業株式会社 鶴岡市苗津町5番31号	ニッセイ・ケアサービス 鶴岡市苗津町5番31号	重度訪問介護	同
日成産業株式会社 鶴岡市苗津町5番31号	ニッセイ・ケアサービス 鶴岡市苗津町5番31号	同 行 援 護	同
合同会社ウェルフェア 鶴岡市羽黒町石野新田字中川原6番地	鶴岡ヘルパーセンター 鶴岡市美原町30番61号	居 宅 介 護	同 3. 31
合同会社ウェルフェア 鶴岡市羽黒町石野新田字中川原6番地	鶴岡ヘルパーセンター 鶴岡市美原町30番61号	重度訪問介護	同

山形県告示第331号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 形 市	14者	山形市白川49番ほか37筆
上 山 市	2者	上山市牧野字三ノ木501番ほか1筆
山 辺 町	3者	東村山郡山辺町大字山辺字小鶴沢2369番2ほか7筆
中 山 町	2者	東村山郡中山町大字向新田字向野711番ほか2筆
寒河江市	25者	寒河江市大字高屋字台下638番1ほか51筆

河北町	16者	西村山郡河北町西里字白山堂747番1ほか50筆
西川町	1者	西村山郡西川町大字吉川字稲沢2487番ほか3筆
大江町	4者	西村山郡大江町大字左沢字高松2205番2ほか14筆
東根市	21者	東根市大字羽入字向野1086番ほか88筆
尾花沢市	24者	尾花沢市大字中島字霧410番14ほか115筆
大石田町	11者	北村山郡大石田町大字田沢字沖2676番2ほか40筆
南陽市	1者	南陽市宮崎字押切二252番1ほか4筆
長井市	3者	長井市五十川字大土井二5026番ほか3筆
白鷹町	5者	西置賜郡白鷹町大字鮎貝字七町八反6263番ほか65筆
飯豊町	9者	西置賜郡飯豊町大字手ノ子字中里3022番2ほか24筆
鶴岡市	81者	鶴岡市田川字高田4番3ほか492筆
酒田市	33者	酒田市宮内字前田267番1ほか178筆
三川町	4者	東田川郡三川町大字神花字神田面45番2ほか9筆

2 認可年月日

平成28年3月18日

山形県告示第332号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称（氏 名）
11256630690	牛	黒毛和種	福 美 桜	新庄市大字鳥越字一本松1076番地	山形県農業総合研究センター畜産試験場

山形県告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

北村山郡大石田町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

尾花沢市・北村山郡大石田町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課並びに尾花沢市役所及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 112号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字月山沢字仙人岳国有林110林班と小班から 同 まで	旧	6.2メートル } 5.0	40 メートル
同 上	新	8.2メートル } 5.4	同 上

山形県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 長井大江線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡大江町大字荻野字上平32番から 同 17番13まで		旧	31.0メートル } 23.4	メートル 73
同	上	新	40.4メートル } 28.4	同上

山形県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 112号
 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字月山沢字仙人岳国有林110林班と小班から
 同 まで
 3 供用開始の期日 平成28年3月25日

山形県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字荻野字上平32番から
 同 17番13まで
 3 供用開始の期日 平成28年3月25日

山形県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 田沢下新田線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市山元字中峯62番6から 同 68番2まで		旧	11.0メートル } 6.5	メートル 167
同	上	新	19.4メートル } 11.4	同上

山形県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市山元字中峯62番6から
同 68番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月25日

山形県告示第340号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部県土利用政策課において縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更内容
山形県土地利用基本計画図に係る都市地域の拡大、森林地域の縮小並びに自然公園地域の拡大及び縮小
- 2 変更に係る市
鶴岡市及び酒田市

山形県告示第341号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称
山辺町嶋ノ前土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
東村山郡山辺町緑ヶ丘六丁目4番地3
- 3 解散の事由
事業の完成
- 4 解散認可の年月日
平成28年3月25日

山形県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画公園
 - (2) 名称 2・2・46号中道公園、3・3・8号芳賀公園、2・2・47号芳賀1号公園、2・2・48号芳賀2号公園、2・2・49号芳賀3号公園及び2・2・50号芳賀4号公園
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画土地区画整理事業
 - (2) 名称 天童市芳賀土地区画整理事業
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山辺町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画下水道
 - (2) 名称 山辺町公共下水道
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 山形市公共下水道（単独公共下水道）
- 3 変更の内容
 - (1) 事業地
収用の部分
昭和45年9月県告示第1076号、昭和49年6月県告示第775号、昭和51年1月県告示第63号、昭和52年8月県告示第1450号、昭和58年10月県告示第1608号、昭和63年5月県告示第662号、平成3年4月県告示第527号、平成7年10月県告示第1071号、平成13年3月県告示第252号、平成16年12月県告示第1168号、平成18年3月県告示第244号、平成18年8月県告示第785号、平成23年3月県告示第253号の事業地のうち、山形市田端地内から山形市嶋南一丁目に事業地を変更する。
 - (2) 設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
昭和45年9月30日から平成33年3月31日まで

山形県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 山形市公共下水道
(最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連公共下水道)
(最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連特定環境保全公共下水道)
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
昭和63年5月27日から平成33年3月31日まで

山形県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
長井市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 長井都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 長井公共下水道
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
昭和52年2月4日から平成33年3月31日まで

山形県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
中山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 中山町公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）中山町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成元年8月15日から平成33年3月31日まで

山形県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 尾花沢都市計画下水道事業、大石田都市計画下水道事業
(2) 名称 尾花沢公共下水道、大石田公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）尾花沢市大石田町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成7年7月4日から平成33年3月31日まで

山形県告示第350号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 神町(4)
- 2 土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
東 根 市		神町東四丁目		1076-1	1号から6号まで
同 上		同 上		9670-288	7号

山形県告示第351号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝ノ浦-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに遊佐町役場において縦覧に供する。

山形県告示第352号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝ノ浦－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに遊佐町役場において縦覧に供する。

山形県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝ノ浦－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに遊佐町役場において縦覧に供する。

山形県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝ノ浦－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに遊佐町役場において縦覧に供する。

山形県告示第355号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
 - (1) 名称 ハウスプラス確認検査株式会社
 - (2) 住所 東京都港区芝五丁目33番7号
- 2 業務区域

山形県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区芝五丁目33番7号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物（ハウスプラス確認検査株式会社の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定

- (1) 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
- (2) 高さが31メートルを超える建築物

5 業務の開始の日

平成28年2月10日

山形県告示第356号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第36条第8項、第47条第2項及び第4項、第52条第3項並びに第54条中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第13条第1項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第14条第1項、第17条第1項並びに第22条中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

山形県告示第357号

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例（平成27年3月県条例第34号）附則第2項及び同条例による改正後の山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県朝日少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	390円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	620円
その他の者	1,100円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
和 室	200円
集 会 室	630円
食 堂	630円
体 育 館	2,530円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
 - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
 - (1) 小中学生等
 - (2) 高校生等
 - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
 - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
 - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

議 会 関 係**告 示****山形県議会告示第2号**

山形県議会情報公開条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

山形県議会議長 野 川 政 文

山形県議会情報公開条例施行規程等の一部を改正する規程

(山形県議会情報公開条例施行規程の一部改正)

第1条 山形県議会情報公開条例施行規程（平成12年9月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第2号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「山形県議会議長を被告として」を「山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式の注書第4項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第3号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「山形県議会議長を被告として」を「山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式の注書第4項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第9号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「山形県議会議長を被告として」を「山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

(山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正)

第2条 山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成13年3月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項、第3条第2項、第4条、第4条の2並びに第7条第2項中「第34条の3」を「第34

条の2」に改める。

別記様式第3号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「山形県議会議長を被告として」を「山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改め、同様式の注書第5項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「山形県議会議長を被告として」を「山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改め、同様式の注書第5項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第7号の4、別記様式第9号から別記様式第11号まで及び別記様式第13号から別記様式第15号までの規定中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「山形県議会議長を被告として」を「山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県議会議長となります。）」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第8号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成28年3月25日

山形県教育委員会
委員長 菊 川 明

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
絵画の部	紙本著色徒然草図 六曲屏風	1	米沢市	米沢市金池五丁目2番25号

山形県教育委員会告示第9号

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例（平成27年3月県条例第34号）附則第2項及び同条例による改正後の山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県朝日少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成28年3月25日

山形県教育委員会
委員長 菊 川 明

1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。（4）において同じ。）
- (4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

3 適用期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成28年3月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人じゃがいも畑
 - (2) 代表者の氏名
橋本 廣美
 - (3) 主たる事務所の所在地
鶴岡市泉町5番70号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、心身に障害がある人に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要			
					収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者		収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
県営鈴川第二アパート1号	山形市鈴川町三丁目18-48	住宅形式 3K 1戸当たり 住戸専用 面積 44.4 平方メートル	1	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	20,100	20,300	3月分の家賃に相当する額	
同 4号	同 17-22	同	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	20,300	20,300		
同 桜町アパート1号	同 桜町四丁目12-16	2LDK	1	同	18,200	21,000	24,100	27,200	31,000	31,000		
同 宮町アパート3号	同 宮町二丁目8-28	3DK	1	同	21,700	25,000	28,600	32,300	36,900	42,600		
同 あたごアパート	同 小白川町五丁目27-15	3LDK	3	同	28,900	33,400	38,100	43,000	49,200	56,700		
同 土屋倉アパート3号	同 上山市美咲町二丁目3	3DK	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700		
同 天童駅南アパート2号	同 天童市田鶴町四丁目18-22	同	2	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900		
同 天童南部アパート1号	同 南町三丁目18-1	3LDK	1	同	29,400	34,000	38,800	43,800	50,100	57,800		
同 芦沢アパート	同 東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084-7	2DK	1	同	11,100	12,800	14,600	16,500	18,900	21,800		単身可
同 近江アパート1号	同 近江1-1	3DK	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600		
同 谷地アパート2号	同 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1	同	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000		
同 左沢アパート	同 大江町大字藤田264-3	同	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100		
同 東根中央アパート1号	同 東根市中央四丁目3-2	同	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600		
同 大石田アパート	同 北村山郡大石田町大字大石田甲623-157	同	1	同	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年4月1日から同月7日まで（月曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年4月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成28年6月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成28年2月及び同年3月に実施した平成27年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成28年3月25日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関32箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
天 童 高 等 学 校	平成28年2月5日	森田委員	会田委員
山 辺 高 等 学 校	平成28年2月5日	広谷委員	加藤委員
青 年 の 家	平成28年2月5日	広谷委員	加藤委員
森 林 研 究 研 修 セ ン タ ー	平成28年2月9日	森田委員	会田委員
博 物 館	平成28年2月9日	森田委員	会田委員
朝 日 少 年 自 然 の 家	平成28年2月9日	森田委員	会田委員
左 沢 高 等 学 校	平成28年2月9日	森田委員	会田委員
村 山 特 別 支 援 学 校	平成28年2月9日	広谷委員	加藤委員
農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー	平成28年2月9日	広谷委員	加藤委員
病 害 虫 防 除 所	平成28年2月9日	広谷委員	加藤委員
工 業 技 術 セ ン タ ー	平成28年2月9日	広谷委員	加藤委員
高 度 技 術 研 究 開 発 セ ン タ ー	平成28年2月9日	広谷委員	加藤委員
職 員 育 成 セ ン タ ー	平成28年2月9日	広谷委員	加藤委員
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	平成28年2月10日	森田委員	会田委員
霞 城 学 園 高 等 学 校	平成28年2月10日	森田委員	会田委員
図 書 館	平成28年2月10日	森田委員	会田委員
山 形 中 央 高 等 学 校	平成28年2月10日	森田委員	会田委員
山 形 東 高 等 学 校	平成28年2月10日	森田委員	会田委員

山 形 南 高 等 学 校	平成28年2月10日	森田委員	会田委員
福 祉 相 談 セ ン タ ー	平成28年2月10日	広谷委員	加藤委員
衛 生 研 究 所	平成28年2月10日	広谷委員	加藤委員
山 形 警 察 署	平成28年2月10日	広谷委員	加藤委員
教 育 セ ン タ ー	平成28年2月10日	広谷委員	加藤委員
山 形 北 高 等 学 校	平成28年3月14日	森田委員	会田委員
山 形 工 業 高 等 学 校	平成28年3月14日	森田委員	会田委員
村 山 産 業 高 等 学 校	平成28年3月14日	森田委員	会田委員
山 形 西 高 等 学 校	平成28年3月14日	森田委員	会田委員
楯 岡 高 等 学 校	平成28年3月14日	森田委員	会田委員
北 村 山 高 等 学 校	平成28年3月14日	広谷委員	加藤委員
寒 河 江 高 等 学 校	平成28年3月14日	広谷委員	加藤委員
村 山 警 察 署	平成28年3月14日	広谷委員	加藤委員
寒 河 江 工 業 高 等 学 校	平成28年3月14日	広谷委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 精神保健福祉センター

(イ) 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。

(内容)

郵便切手等の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末残高が年間使用額の50パーセントを超えているもの

平成26年度末残高 126,346円 (68.8パーセント)

平成26年度年間使用額 183,526円

ロ 村山産業高等学校

(イ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

平成27年度山形県立村山産業高等学校管理棟及び渡り廊下屋根塗装工事

契約金額 2,484,000円

要契約保証金 248,400円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 予 算

- (イ) 郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末残高が年間使用額の25パーセントを超えているものがある。(山形北高等学校)
- ロ 収入
 - (イ) 調定及び収入を行っていないものがある。(寒河江高等学校)
 - (ロ) 納入の通知が、納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延したものがある。(寒河江高等学校)
- ハ 支出
 - (イ) 支出額を誤ったものがある。(左沢高等学校)
 - (ロ) 代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(左沢高等学校、山形北高等学校)
 - (ハ) 旅費について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。(山形北高等学校、山形西高等学校、山形南高等学校)
 - (ニ) 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するものがある。(霞城学園高等学校)
- ニ 財産
 - (イ) 備品について、管理換を受けていないにも関わらず、自所属の備品台帳に登録しているものがある。(山形南高等学校)

そ の 他

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の規定により許可を受けた西藏王有料道路の料金の徴収期間を次のとおり変更する。

平成28年3月25日

山形県道路公社
理事長 細 谷 知 行

変更の内容

料金の徴収期間

「供用開始の日から30年間」を「供用開始の日から平成28年3月31日まで」に変更する。

		正		誤	
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成27.12.15	第2706号	1486	下から3	前野	元屋敷
平成27.12.18	第2707号	1510	6	イ 支 出	イ 収 入
同	同	同	7	(イ) 期末手当における期間率の算定誤りにより追給を要する5万円以上のものがある。(酒田特別支援学校)	(イ) 収入の調定が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(庄内農業高等学校)
同	同	同	8	ロ 収 入	ロ 支 出
同	同	同	9	(イ) 収入の調定が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(庄内農業高等学校)	(イ) 期末手当における期間率の算定誤りにより追給を要する5万円以上のものがある。(酒田特別支援学校)